

国官参戦第131号  
令和3年9月8日

東京航空局次長 殿  
大阪航空局次長 殿

大臣官房参事官（航空戦略担当）

国家戦略特区における航空法の高さ制限の  
エリア単位での特例承認の全国展開について

標記について、国家戦略特区において、建物ごとの個別審査となっている航空法に基づく高さ制限について、一定の高さをエリア一体の目安として提示した上で、具体的な地区計画の検討と並行して迅速に承認に向けた手続きを進めることとし、平成26年11月より運用されていたところです。

今般、上記の制度について全国で運用を行うこととしたので了知願います。また、空港周辺の自治体に対し当該制度を周知するようお願いいたします。

以上

## 成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日） <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/seicho/pdf/fu2021.pdf>

### 8. 新たな成長に向けた競争政策等の在り方

#### (1) 規制改革の推進

成長戦略実行計画に基づき、以下の具体的施策を講ずる。

##### i) 国家戦略特区の推進

国家戦略特区制度については、引き続き、岩盤規制改革に集中的に取り組む。また、規制の特例措置の活用から一定期間が経過し、特段の弊害のない特区の成果については全国展開に向けた検討を重点的に進めるなど、特区の規制の特例措置の全国展開を加速化させる。

#### ② 国家戦略特区における規制の特例措置の全国展開

国家戦略特区における規制の特例措置は、国家戦略特別区域基本方針（平成26年2月25日閣議決定、令和2年10月30日一部変更）において、「活用から一定期間が経過し、特段の弊害のない特区の成果については、全国展開に向けた検討を重点的に進めるなど、全国展開を加速化させる」こととされている。これを踏まえ、まずは下記の項目について、2021年度中に全国展開の実施又は検討を行うとともに、それ以外の項目についても可能なものから順次進めていく。

##### （航空法の高さ制限に係る特例）

・建物ごとの個別審査となっている航空法に基づく高さ制限について、一定の高さをエリア一体の目安として提示した上で、具体的に検討された地区計画と並行して迅速な承認に向けた手続を取ることにについて、2021年の夏までに全国展開を実施する。

# 【全国展開】航空法の高さ制限に係るエリア単位での高さの目安の提示について

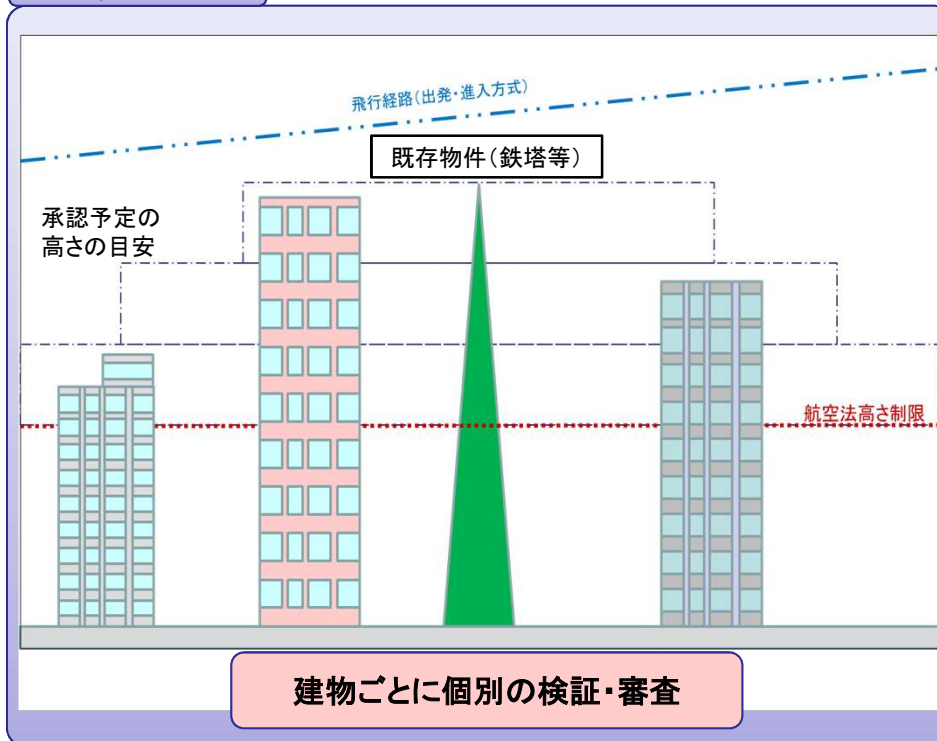
## 【基本ルール】

- 空港の近傍は、航空法により建造物等の高さが定められており、制限表面の上に出る建造物等を設置するには、個別に審査を行い、空港設置者の承認が必要。
- 周辺の既存物件の位置・高さを参照し、飛行経路、飛行方式(出発・進入)等の検証等、個別具体的に審査を行う。

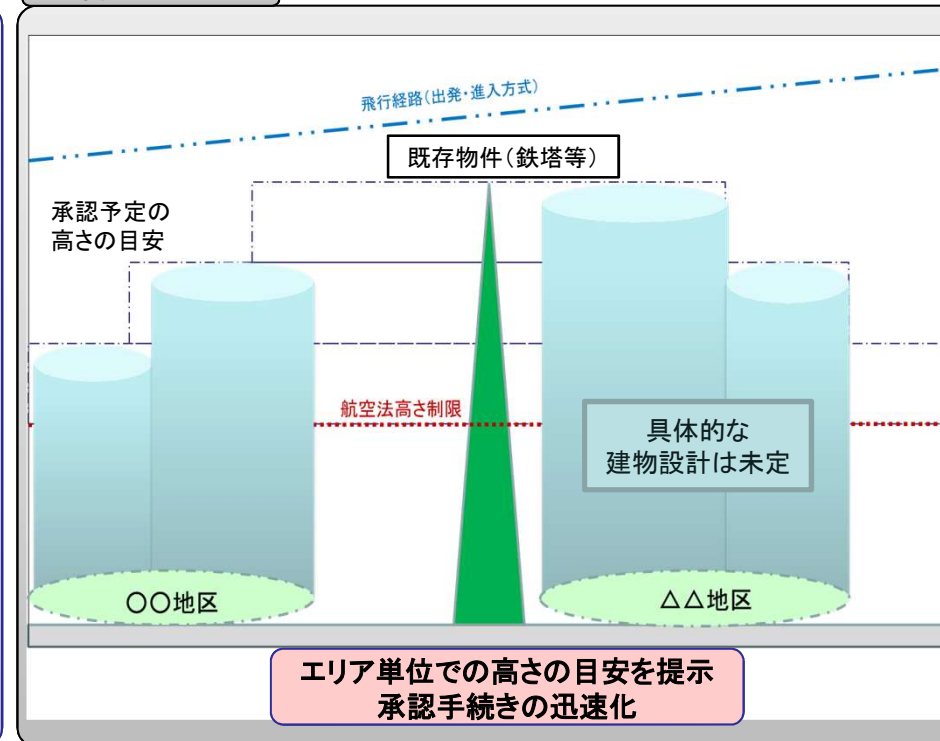


「1棟ごとの個別審査では時間を要するため、具体的な都市計画の策定と並行して、地区計画に係るエリアごとに高さ制限の目安を示して欲しい」とのニーズを踏まえ、建物ごとの個別審査となっている航空法に基づく高さ制限について、**一定の高さをエリア一体の目安として提示した上**で、自治体における具体的な地区計画の検討と並行して**迅速に承認に向けた手続きを進めるもの**。

## 基本ルール

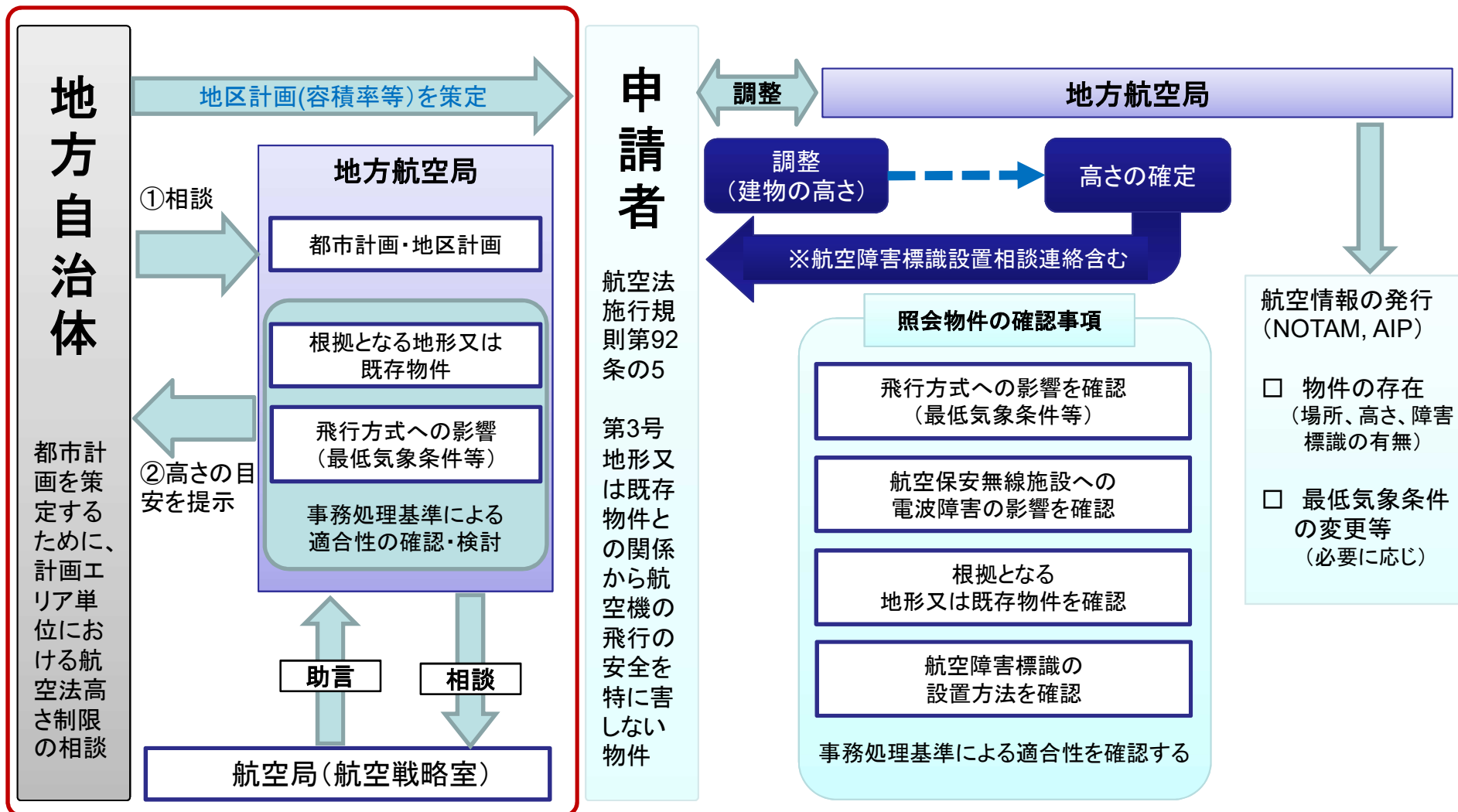


## 特例適用



# 航空法の高さ制限に係るエリア単位での目安の提示（案）

国官参戦→発出先



エリア単位での目安提示手続き